

改正

平成29年8月21日告示第95号

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に就園する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興を図ることを目的として交付する荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する幼稚園で、同法第2条第1項の規定に基づいて設置された私立幼稚園（同法附則第6条の規定による私立幼稚園を含む。）をいう。
- (2) 設置者 私立幼稚園を現に設置している者をいう。
- (3) 園児 本市住民基本台帳に現に記録されており、私立幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児並びに満3歳児（当該年度の4月1日に3歳未満であって、当該年度中に3歳の年齢に達した幼児をいう。）の幼児をいう。
- (4) 保護者 私立幼稚園に保育料を納入する義務を負っている者をいう。
- (5) 保育料等 法第6条の規定に基づいて、設置者が保護者から徴収する保育料及び入園料をいう。

(補助対象及び補助額)

第3条 市長は、設置者が保護者に対して保育料等を減免したとき、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）に定める補助対象経費及び補助限度額に応じて、予算の範囲内において、当該設置者に補助金の交付を行うものとする。

(保育料等減免に関する調書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、保育料等減免措置に関する調書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 個人番号届出書（様式第1号の2）

- (2) 園則等の徴収している保育料等の額を明らかにする書類
- (3) 園児の属する世帯の補助限度額の算定に必要な市町村民税額が確認できる書類
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第3号の規定にかかわらず、市において市町村民税額が確認できる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(様式第2号)に荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(様式第3号。第7条において「事業計画書」という。)を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該設置者に通知するものとする。この場合において、当該設置者に対し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更の申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた設置者は、補助金の交付申請内容を変更するときは、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定変更申請書(様式第5号)に事業計画書その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定額を変更することが適当と認めたときは、変更交付すべき補助金の額を決定し、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定(取消・変更)通知書(様式第6号)により当該設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、保育料等の減免を完了した日から15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付確定通知書(様式第8号)により当該設置者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた設置者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、当該通知を受けた後速やかに荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、請求書を受け付けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 補助金の交付の決定を受けた設置者で、補助金の概算払を受ける必要があるものは、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金概算払申請書（様式第10号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け、その必要性を認めたときは、当該補助金の交付決定額を超えない範囲で概算払額を決定し、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金概算払決定通知書（様式第11号）により、当該設置者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を受けた設置者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第8条の規定による実績報告を行う際に、併せて荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金精算報告書（様式第12号）を市長に提出し、精算しなければならない。

4 前条の規定は、補助金を概算払する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」とあるのは、「第11条第2項」と読み替えるものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた設置者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金の他の用途への使用

（2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為

（3） 交付申請書その他の関係書類における虚偽の記載又は保育料等の減免の実施における不正の行為

2 前項の規定は、第9条の規定により補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 第7条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、第7条又は前条の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金返還命令書（様式第13号）により、当該取消部分に係る補助金の返還を命ずるもの

とする。

- 2 前項の規定は、第11条第3項の規定により補助金が精算された結果、当該補助金を返還させる場合について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年8月21日告示第95号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、告示の日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

保育料等減免措置に関する調書

※ 太枠内には記入しないでください。

幼稚園名		幼稚園		園児番号		歳児一	
(入園日)		年 月 日		申請年度の入園料 (有・無)			
ふりがな	_____	(男・女)	園児住所				
園児氏名	_____	(男・女)	〒	荒尾市			
ふりがな	_____	(男・女)	保護者住所	※ 上記の住所と異なる場合に記入すること。			
保護者氏名	_____	(男・女)	〒				
			電話番号				
住所地 (1月1日現在)		※ 本年1月1日の住所が現在所と異なる場合に記入し、所得課税証明書等の市町村民税が確認できる書類を添付すること(所得課税証明書は、通常、申請年度の6月1日以後に発行されます。)					
		都・道・府・県		市・町・村			
園児の属する世帯の状況 (4月1日現在)		※ 別世帯であっても園児と生計を一にする者について記入すること。 ※ 年度途中の入園又は市外からの転入の場合は、入園日又は転入日現在で記入すること。					
氏名	生年月日 (満年齢)	園児から みた続柄	兄弟姉妹の状況 (学校・学年)	市町村民税課税額(円)			
				区分	均等割額	所得割額	
園児氏名	年 月 日 (満 歳)	本人					
	年 月 日 (満 歳)						
	年 月 日 (満 歳)						
	年 月 日 (満 歳)						
	年 月 日 (満 歳)						
	年 月 日 (満 歳)						
	年 月 日 (満 歳)			合計			
<p>在籍する幼稚園設置者に対して、保育料等の減免を申請します。また、記載した事項は、事実と相違ありません。なお、私立幼稚園就園奨励費補助額算定に係る市町村民税、住民基本台帳等の調査に同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>保護者氏名 _____ ㊟</p>							
<p>※ 申請年度において本市で課税されていない者又は調査に同意しない者は、所得課税証明書等の市町村民税が確認できる書類を添付すること(所得課税証明書は、通常、申請年度の6月1日以後に発行されます。)</p> <p>上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>荒尾市長様</p> <p>幼稚園名 _____ ㊟</p> <p>設置者名 _____</p>							
事務処理欄			認定欄				
入園	条件	ひとり親世帯等以外	区分	第1子	階層	I	
休園				第2子		II	
退園				ひとり親世帯等		第3子	III
転出							IV
転居							V

様式第1号の2 (第4条関係)

個人番号届出書

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、本人及び保護者等の個人番号を下記のとおり届け出ます。下記の者は、市長が同要綱に基づく事務手続を処理するために限って、
 年度の地方税関係情報について照会することに同意します。

年 月 日

住 所

保護者氏名

印

記

同意者	氏名	園児氏名	続柄	本人	生年月日	年	月	日
	住所				個人番号			
同意者	氏名		続柄		生年月日	年	月	日
	住所				個人番号			
同意者	氏名		続柄		生年月日	年	月	日
	住所				個人番号			
同意者	氏名		続柄		生年月日	年	月	日
	住所				個人番号			
同意者	氏名		続柄		生年月日	年	月	日
	住所				個人番号			
同意者	氏名		続柄		生年月日	年	月	日
	住所				個人番号			

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

荒尾市長 様

所在地

幼稚園名

設置者名

㊟

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第5条の規定により、 年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金を下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 _____ 円

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

荒尾市長 様

所在地
幼稚園名
設置者名



年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画について、下記のとおり提出します。

記

1 補助対象園児数及び補助対象事業費

階層	補助対象園児数（人）					補助対象事業費（円）		
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	前期分	後期分	計
I								
II								
III								
IV								
計								

2 新条件に係る補助対象園児数及び補助対象事業費

階層	補助対象園児数（人）					補助対象事業費（円）		
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	前期分	後期分	計
I								
II								
III								
IV								
計								

3 在園児数（ 年 月 日現在）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
在園児数（人）					
上記のうち、本市に住民票を有する園児数（人）					

様

荒尾市長

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金
については、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定により、下記の条件を
付して、次のとおり交付することを決定したので通知します。

補助金交付決定額 金 _____ 円

記

- 1 荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- 2 この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- 3 保育料等の減免完了後15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、
実績を報告しなければならない。
- 4 上記の条件に違反したときは、補助金の全額又は一部を返納しなければならない。

年 月 日

荒尾市長 様

所在地

幼稚園名

設置者名

㊟

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け荒尾市指令第 号で補助金交付決定のあった 年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金について、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり変更交付されるよう申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 変更後の補助金交付申請額 金 _____ 円

3 添付書類

4 変更理由

様

荒尾市長

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定（取消・変更）通知書

年 月 日付け荒尾市指令第 号で決定した 年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金については、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり（取消・変更）したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 （取消・変更）後の補助金交付決定額 金 _____ 円
- 3 交付決定（取消・変更）理由

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

荒尾市長 様

所在地
幼稚園名
設置者名

㊤

年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

年 月 日付け荒尾市指令第 号の交付決定通知に基づき、保育料等の減免を完了したので、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 実績減免額 金 _____ 円

3 補助対象園児数及び補助対象事業費

階層	補助対象園児数（人）					補助対象事業費（円）		
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	前期分	後期分	計
I								
II								
III								
IV								
計								

4 新条件に係る補助対象園児数及び補助対象事業費

階層	補助対象園児数（人）					補助対象事業費（円）		
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	前期分	後期分	計
I								
II								
III								
IV								
計								

5 助成対象外園児数（ 年 月 日現在）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
助成対象外園児数（人）					
上記のうち、新条件に該当する園児数（人）					

様式第8号（第9条関係）

荒尾市指令第 号
年 月 日

様

荒尾市長

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金
について、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり
確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

荒尾市長 様

所在地
幼稚園名
設置者名 ⑩

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書

年 月 日付け荒尾市指令第 号で（確定・概算払決定）のあった 年度
荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金について、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
第10条第1項の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

- 1 補助金（確定・概算払決定）額 金 _____ 円
- 2 補助金受領済額 金 _____ 円
- 3 補助金今回交付請求額 金 _____ 円
- 4 補助金残額 金 _____ 円
- 5 補助金の振込先
（金融機関名）
（種別及び口座番号）
（口座名義人）

年 月 日

荒尾市長

様

所在地

幼稚園名

設置者名

㊟

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金概算払申請書

年 月 日付け荒尾市指令第 号で補助金交付決定のあった 年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金について、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり概算払を受けたいので申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助金受領済額 金 _____ 円
- 3 補助金概算払申請額 金 _____ 円
- 4 補助金交付決定残額 金 _____ 円
- 5 補助金の概算払を受けようとする理由

様

荒尾市長

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金概算払決定通知書

年 月 日付で概算払申請のあった 年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金について、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 2 補助金交付済額 | 金 _____ 円 |
| 3 補助金概算払申請額 | 金 _____ 円 |
| 4 補助金概算払決定額 | 金 _____ 円 |
| 5 補助金交付決定残額 | 金 _____ 円 |

荒尾市長

様

所在地

幼稚園名

設置者名

⑩

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金精算報告書

年 月 日に概算払のあった荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金の精算について、
下記のとおり報告します。

記

1 補助金概算払受領済額（A）	金	_____	円
2 補助金実績額（B）	金	_____	円
3 補助金精算額（B－A）	金	_____	円

様

荒尾市長

荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金返還命令書

年 月 日付け荒尾市指令第 号で（確定・概算払決定）通知を行い、交付した年度荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助金交付済額 金 _____ 円
- 3 補助金返還命令額 金 _____ 円
- 4 補助金返還期限 年 月 日
- 5 補助金の返還を求める理由
- 6 補助金返還方法